

二十三日会社ニ於テ勞賃代表者會見シタルニ妥懐案ヲ見ルニ至ラサル爲メ勞働者側ハ工場附近ニ爭議団本部ヲ設ケ斗争準備ヲナシタルカ二十四日午後三時原簿一、熊本係藏、佐藤九一即外八名ハ会社ヲ訪問シテ小泉工場長ト會見シ交渉ノ結果午後十(時)至リ漸ク妥懐成立シ田滿解決シテ別誌ノ費書ヲ交換セリ

右及申(通)報後也

覺書

- ハ皆勤賞ハ一週間八十數トス
- ハ退職ノ手当金ハ従来ノ給料ニテ計算スルコト
- ハ通金位下等ハ総収入ノ一割九分トス
- 但し本給ヨリ一割幾廻ハ懸賞金ヨリ差引クモノトス
- ハ本給一割引ノ率ノ高低ハ従前賃割ト会社トノ協議ニ依ルコト
- ハ空池期日ハ昭和五年八月一日トス
- ハコノ際退職希望者ニハ解雇手当ヲ支給ス
- 但し昭和五年八月一日迄ニ申出テタル者ニ限リ
- ハ作業場変更シタルモノニ対シテハ園田ノ給料ヲ参照シテ位下スルコト
- ハ消費組合ノ資金ニ対シテ会社ハ最善ノ考慮スルコト
- ハ製釘部ハコノ問題外トシ製釘部ノ改革問題ハ特別委員会ニ依リ定ムルコト特別委員ハ正副委員長 執行委員 理事 部長 及 製釘工二人 製釘工一人 会社委員ヨリナルコト
- ハ職首者八十七名以内トシ考括者及休業不適任者ヨリ之ヲ撙節ス
- 但し従業員ノ意見ヲ一志考考トシ七月二十六日迄ニ決定發表ス
- 右ノ通帳又

昭和五年七月二十四日

会社側代表
従業員代表

小泉豊次 一 部
原 一 部
佐藤九一 一 部